

## 香川県看護師宿舎施設整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 香川県看護師宿舎整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）、平成29年度医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金交付要綱、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、看護師等宿舎の個室整備に要する経費を補助することで、看護職員の離職防止、定着促進を図ることを目的とする。

### (交付額)

第3条 この補助金の交付額は、次に掲げる(1)及び(2)により算出された額を、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1)別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2)(1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33を乗じて得た額を交付額とする。

### (補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、病院の看護師宿舎の新築、増改築及び改修に要する工事費とする。ただし、次に掲げる費用を除く。

(1)土地の取得又は整地に要する費用

(2)門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

(3)設計その他工事に伴う事務に要する費用

(4)既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

(5)その他の整備費として適当と認められない費用

### (交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1)補助事業者は、補助事業の実施に要する経費を示した事業計画書を、知事が別に定める日までに、県に提出しなければならない（第1号様式）。

(2)事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3)事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4)事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5)事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により

知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類及び次の事項の決定過程が分かる理事会等の議事録を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類等を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ①機器の選定 ②入札参加資格 ③公告事項 ④入札参加資格の審査 ⑤現場説明事項 ⑥予定価格 ⑦落札業者
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙第5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (10) 事業を実施する場合には、補助事業者の定める契約規則等に従い、契約を締結するものとする。

#### （交付の申請）

第6条 この補助金の交付申請は、交付申請書（第2号様式）に関係書類を添付して、知事に提出するものとする。

#### （交付の決定）

第7条 知事は、前条の申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

#### （交付請求）

第8条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、第3号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

#### （概算払）

第9条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

#### （実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第11条 知事は、前条の事業実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。この場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- (3) この要綱又は補助金の交付決定条件に違反したとき。

附 則

- (1) この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- (2) この要綱は、平成26年12月19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- (3) この要綱は、平成29年9月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費
<p>(1)に掲げる基準面積に(2)に掲げる単価を乗じた額</p> <p>(1) 基準面積 看護師 1 人当たり 33 m<sup>2</sup></p> <p>(2) 単価 次のアからウに掲げる施設の構造のうち、該当するものに係る額</p> <p>ア 鉄筋コンクリート造り 169,500 イ ブロック作り 148,100 ウ 木造 169,500</p> <p>※ 実際の建築面積、単価が上記の基準面積、単価を下回る場合には、実際の建築面積、単価で基準額を算定するものとする。</p>	<p>病院の看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費（バルコニー、廊下、階段等共通部門を含む）</p>

第1号様式

番 年 月 日  
号

香 川 県 知 事 殿

交付申請者  
代表者氏名  
住 所

印

平成 年度香川県看護師宿舎施設整備事業補助金について

標記について、次により事業計画書を提出する。

1 事業名

2 事業内容

3 事業計画 別紙(1)「施設整備事業計画書」  
別紙(2)「施設整備事業費内訳書」



3. 建物の用途別面積

区分	階別	現 状		整 備 計 画				完 成 後	
		室名	面積 m <sup>2</sup>	室名	面積 m <sup>2</sup>	整理番号	備考	室名	面積 m <sup>2</sup>
看 護 師 宿 舎	階								
			小 計						
		補助対象外 計							
		補助対象 計							
そ の 他	階								
			小 計						
	階								
		小 計							
		補助対象外 計							
		補助対象 計							

- (注) (1) 「室名」欄は、保育室、静養室、調理室、便所等使用目的の名称を記入すること。  
 (2) 整備計画の「整理番号」欄は、別添の平面図の各室に番号又は符号を付して関連がわかるように整理すること。  
 (3) 対象外の室については、備考欄に「対象外」と記入すること。





(記入上の注意)

- (1) 当該事業に係る見積書等及び補助対象事業分の金額の算出方法が分かる書類を必ず添付すること。
- (2) 「補助対象外経費」とは補助対象事業分のうち、宿舎整備事業補助金交付要綱に定める対象外費用に該当する経費を指す。
- (3) 費目は、事業の種別により新築、改築、増築、改修等に区分すること。  
なお、事業の種別は次による。
  - ・新築：新たに建物を建築する場合
  - ・改築：従前の建物を取りこわして、これと位置・構造・規模がほぼ同程度のものを建築する場合
  - ・増築：敷地内の既存の建物を建て増しする場合で、敷地内に別に建物を新築する場合を含む
  - ・改修：建物の主要構造部分を取りこわさない模様替及び内部改修
- (4) 複数年度にわたり継続して事業を行う場合、各年度の員数(面積)は同一とする。
- (5) 全体の事業が3ヵ年以上にわたる計画の場合には、「年度別内訳」欄を適宜増やして作成すること。なお、単年度事業の場合には「総事業」欄のみに記入すること。

第2号様式

番 号  
年 月 日

香 川 県 知 事 殿

交付申請者  
代表者氏名  
住 所

印

平成 年度香川県看護師宿舎施設整備事業補助金交付申請書

標記について、次により県費補助金を交付されるよう別紙関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 金 円
- 2 経費所要額調 (別紙(1))
- 3 事業計画書 (別紙(2))
- 4 添 付 書 類
  - (1) 補助対象区域の工事設計図
  - (2) 工事仕訳書
  - (3) 当該事業にかかる歳入歳出予算書の抄本
  - (4) その他参考となる書類

経 費 所 要 額 調

区 分 (施設・設備整備の別)	(A) 総事業費	(B) 寄付金その 他の収入額	(C) 差 引 額 (A) - (B)	(D) 対象経費の 支出予定額	(E) 基準額	(F) 選 定 額	(G) 県費補助 基本額	(H) 県費補助 所要額	(I) 県費補助 申請額
【施設】	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
【設備】									

- (注) 1. 「選定額」欄は、(D)と(E)を比較して少ない方の額を記入すること。  
 2. 「県費補助基本額」欄は、(C)と(F)を比較して少ない方の額を記入すること。

第2号様式 別紙(2) 施設

事業計画書

					区分	費目	面積	単価	金額	備考
開設者(設置者)		施設名		所在地		補助対象外経費	m <sup>2</sup>	円	円	
1 施設の規模及び構造等										
敷地の状況	敷地面積 m <sup>2</sup> (自己所有地、借地、買入(予定)地の別)									
事業の種別	(新築、増築、改築の別)									
建物の構造及び面積	( 造り) 階建 建築面積 m <sup>2</sup> 延べ面積 m <sup>2</sup>									
2 施工状況						小計				
工事の施工状況	(直営、請負の別)				合計					
施工期間	着工 平成 年 月 日 竣工 平成 年 月 日				4 財源内訳					
3 整備費内訳					区分	金額			備考	
区分	費目	面積	単価	金額	備考					
補助対象事 経費		m <sup>2</sup>	円	円	県補助金 寄付金 借入金 自己財源					
					計					
	小計					5 その他 参考事項				

事業計画書

設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
				円	円		
合計							
<財源内訳> 県補助金 寄付金 借入金 自己財源							
合計							

# 請 求 書

(アラビア数字で記載、頭書に¥の記号を付し、訂正しないでください。)

金 額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、平成26年度香川県看護師宿舍施設整備事業補助金  
内 訳

上記の金額を請求します。

年 月 日

香川県知事

殿

住 所

□□□ - □□□□

債権者

(フリガナ)  
氏 名 法人にあつては、  
その名称及び代表  
者の職氏名

支払の方法	口座振替払 <input type="checkbox"/>	銀行 (支)店								現金払 <input type="checkbox"/>	隔地払 <input type="checkbox"/>	小切手払 <input type="checkbox"/>
		貯金種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座番号							
		(明) 口座名義										

お  
か  
い

- 1 希望する支払の方法の□の箇所にレ印を付してください。
- 2 口座振替払は、貯金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□箇所にレ印を付してください。
- 3 現金払は、指定金融機関の店舗名を記載してください。
- 4 請求者と受領書が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。
- 5 印影届は、現金払の場合に請求印と同じ印（代理受領者にあつては、代理受領者の印）を押してください。
- 6 請求金額の内訳書は、請求印をもって本書と割印の上、添付してください。

印 影 届

香 川 県 知 事 殿

補助事業者  
代表者氏名 印

平成 年度香川県看護師宿舎施設整備事業補助金にかかる事業実績報告書

平成 年度香川県看護師宿舎施設整備事業補助金にかかる事業の実績について、次の書類を添付して報告する。

- 1 県費補助精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書 (別紙(1))
- 3 事業実績報告書 (別紙(2))
- 4 添付書類
  - (1) 当該事業にかかる歳入歳出決算書(見込)の抄本
  - (2) 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
  - (3) 契約書の写し
  - (4) 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示すこと。)
  - (5) 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書
  - (6) 建築基準法第18条第16項の規定による検査済書の写し又は出来形書
  - (7) その他参考となるべき資料





第4号様式 別紙(2) 施設

事業実績報告書

開設者(設置者)			施設名		所在地		区分	費目	面積	単価	金額	備考	
							補助対象外経費		m <sup>2</sup>	円	円		
1 施設の規模及び構造等													
敷地の状況		敷地面積 m <sup>2</sup> (自己所有地、借地、買入(予定)地の別)											
事業の種別		(新築、増築、改築の別)											
建物の構造及び面積		建築面積 m <sup>2</sup> ( 造り) 階建 延べ面積 m <sup>2</sup>											
2 施工状況								小計					
工事の施工状況		(直営、請負の別)					合計						
施工期間		着工 平成年月日～竣工 平成年月日					4 財源内訳						
3 整備費内訳							区分	金額		備考			
区分	費目	面積	単価	金額	備考		県補助金						
		m <sup>2</sup>	円	円			寄付金						
							借入金						
							自己財源						
							計						
補助対象事経費							5 その他 参考事項						
小計													

事業実績報告書

設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
				円	円		
合計							
<財源内訳> 県補助金 市町補助金 地方債 寄付金 借入金 自己財源							
合計							

第 5 号様式

番 年 月 日 号

香 川 県 知 事 殿

補助事業者  
代表者氏名

印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定があった平成 年度香  
川県看護師宿舎施設整備事業補助金について、交付決定通知により付された  
条件に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく額の  
確定額又は事業実績報告額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係  
る仕入控除税額（要県費補助金返還相当額）  
金 円

注：参考となる書類（2 の金額の積算の内訳等）